

独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会（第4回） 議事要旨

- 1 日時 平成21年12月25日（金）10時00分から12時00分
- 2 場所 総務省共用10階会議室（中央合同庁舎2号館10階）
- 3 出席者
（構成員）
檜谷隆夫座長、鈴木豊座長代理
梶川融、黒川繁夫、夏目誠、野口貴雄、平澤令の各構成員
（事務局）
戸塚行政管理局長、横山評価監視官、平野調査官、黒田副管理官、大患上席評価監視調査官、
内堀上席評価監視調査官、竹村評価監視調査官
- 4 議題
中間論点整理について
- 5 配付資料
独立行政法人における内部統制と評価に関する中間論点整理（たたき台）
- 6 主な意見

独立行政法人における内部統制の意義について

- 独法における内部統制において一番肝要なのは、有効性・効率性である点を強調すべき。
- 有効性についてどう考えるべきか。民間企業では利益という明確な数値目標により有効性・効率性が達成できたかを測定できるが、公的機関では評価者の考え方により有効性の判断が異なる場合があり難しい。有効性の判断責任を負う者が主務省か独法かについて、明確になっていない。結果として独法が責任を負うことになる。
- 内部統制が機能するためには、主務大臣が独法に対して、明確で具体的なミッション、具体的な目標、評価指標を示すことが重要。
- 独法制度の基となっているNPM（目標による管理、企画・立案部門と執行部門の分離）の考え方が機能しているかどうかを検討することが重要。NPMは、インパクト分析まで要求しているが、アウトカムを測ることがせいぜいで、良いことをやったので、機関全体を良いと評価している。
- 建設的な議論をするためにも、有効性が害された具体的事例をピックアップし、その原因を検討してはどうか。
- 評価委員会は、ガバナンスと内部統制のどちらに入るのか。

独立行政法人の内部統制の特性（民間企業との違い）について

- 独法によっては、法の仕組みとは別に、役員、部課長に対する実質的な人事権がない、縦割りを克服できないなど、長の権限が実際は非常に弱いと感じている。むしろ、長の権限を強化すべき。
- 独法内部で理事長のトップマネジメントの下、戦略的に執行をするプロセスが十分に確立されていないのではないか。

- 本来、独法制度が目指したのは企画・立案機能を政府が担うものであったが、独法が執行を行うに当たり企画・立案が必要であるのは自明であるし、独法のプロパーの方が政策レベルの企画・立案を担う能力を持っているというケースもある。また、民間企業では子会社において企画・立案した上で親会社から予算を獲得するというケースも多い。もう少し独法に権限を与えてもよいのではないか。
- 独法の基本形は必要としつつも、各法人の違いに応じた内部統制を検討すべき。
- 会社法は法人の規模等に応じて公開会社・有限会社などいくつかのパターンを用意しているが、独法通則法も、業務の内容、規模、交付金に応じていろいろなパターンを用意すべき。

独立行政法人の内部統制と評価について

- 独法内部においてPDCAがうまく機能しているかどうかを評価委員会がチェックすべき。「明確な目標と検証」が依然として評価委員会の課題になっているが、回答を示すべき。
- 独法の事業ごとにコスト・実績を把握するということが出来ていない。これでは適切なモニタリングができず、結果、独法全体のイメージなどで総合的に評価せざるを得ない状況になっている点は問題。

(以上)